

令和4年4月4日

ジャーナリスト

椎谷哲夫様

北上市議会議長 八重樫七



ど手

公開質問状について（回答）

令和4年2月21日付けでお問い合わせがあった標記の件について、次のとおり調査し、正当であると判断しましたので回答します。

記

1 正当な表記であったか否かについて

(1) 意見書提出者への聞きとり結果

平成29年度「家族の法制に関する世論調査」問10について設問の中で3通りの聞き方をしている。

(ア) 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない。

(イ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない

(ウ) 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない

(イ) (ウ) とともに夫婦別姓について賛成かとは聞いておらず、いずれも婚前の姓を名乗ることを希望するカップルが存在することを前提に設定されており、(ウ) は(ア)には含まれないことから、選択肢を広げることを是非とする条件付容認と

みなした。意見書の作成に当たっては「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」の情報も参考に作成した。

## 2 正当であると判断した理由及び根拠

上記の聞きとりの内容については、内閣府のホームページ及び「選択的夫婦別姓全国陳情アクション」の情報との整合も確認しています。

また、内閣府に確認したところ、どちらに含んでもかまわないとの回答を得ており、適切な内容と判断している。